

第三百三十二号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第二百二十八条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第三百三十一条中「次に掲げる営業」を「食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業」に改め、同条各号を削る。

別表第十中二の項を削り、三の項から九の項までを二の項から八の項までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる」とされている者のうち改正政令による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第二号の喫茶店営業を行っているものに対するこの条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正条例」という。）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定の適用については、改正政令附則第二条第一項に規定する食品衛生法等の一

部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第三項の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する改正条例第三百三十八条、第三百三十九条、第三百五十四条第一項並びに第三百五十六条第三項及び第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）の施行による食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の改正等に伴い、音響機器等の使用制限等に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。